

令和元年度 地域保健計画（母子保健）重点事業

課題1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本施策1：地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援

計画書P245

主な取り組み	主な展開方向	令和元年度の取り組み状況
「母子健康包括支援センター」機能の充実	・地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築するとともに、母子保健と子育て支援事業との連携を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生後6か月以降の乳幼児のいる家庭に、子育て支援課の併任辞令を受けた地域担当保育士が「すくすく訪問事業」を開始。育児全般の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付け、育児の孤立化を防ぐことを目的とする。地域担当保育士と地区担当保健師が密に連携をとり、支援していく。(新規事業) ・「母子健康包括支援センター」を切れ目のない支援の拠点として、10月開設を目途に、規則制定及び、ホームページ、市報等で周知していく。

課題2. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基本施策1：安心して妊娠・出産ができるための支援

計画書P248

主な取り組み	主な展開方向	令和元年度の取り組み状況
母親・両親学級の充実	・母と父それぞれの心構えを学び、互いに支えあいながら出産、育児に臨むことができるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長・発達の理解と、父親ならではの悩みの共有や出会いの場となることを目的に、第1子で生後7か月から1歳2か月未満の児とその両親を対象とした「両親学級 育児科」を実施する。(新規事業)

基本施策2：乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

計画書P249

主な取り組み	主な展開方向	令和元年度の取り組み状況
全数訪問の実施 (新生児、未熟児、生後4か月を迎えるまでの乳児とその母親)	・保健師、助産師が訪問を行い、母子の心身の状況や養育環境を把握した上で、保健指導を行うとともに育児に関する情報を提供し、不安の解消を図ります。また、支援の必要な家庭について、適切なサービス提供に結び付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・双胎児、若年、育児不安が強い、サポートの少ない妊産婦等に対し、委託助産師を派遣する「ゆりかご訪問事業」において、対象者にアンケート調査を実施し、更なる効果的な事業の運用を目指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、未熟児および産婦の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、必要に応じて医療機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚の障がいや早期に発見するために、平成31年4月より新生児聴覚検査費用の一部助成を開始した(都内共通)。出生通知票、こんにちは赤ちゃん訪問、3～4か月児健康診査にて検査の受診状況を確認し、未受診者には受診勧奨をしている。また、対象児は通常生後50日以内の乳児であるが、多摩北部医療センターと連携し、生後90日まで受診可能とした。
--	---	--

課題3. 学童期・思春期から成人期にむけた保健対策

基本施策：学童期・思春期の子どもが正しい健康行動を学び実践することができるための支援
計画書P252

主な取り組み	主な展開方向	令和元年度の取り組み状況
地域保健と学校保健の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の持つ健康問題を、教育委員会や各学校の学校保健担当者と共有し、連携強化を図ります。 ・学校保健の担当者と連携し、自殺対策、薬物乱用防止等啓発活動について推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回田小学校の学校教諭と連携し、4年生と6年生の保健体育の時間において、保健師・助産師による健康教育を予定している。 ・養護教諭と連携し、学校保健における健康問題を把握し、支援を検討していく。

課題5. 妊娠期からの児童虐待防止対策

基本施策：妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援
計画書P256

主な取り組み	主な展開方向	令和元年度の取り組み状況
特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の保健師や助産師による相談や上の子の相談により妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、要支援家庭を早期に捉え、予防的な支援を行います。 ・医療や関係機関との情報交換を実施し、連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦面接の記録をもとに、母子保健コーディネーターが支援の方向性を決定する会議に、地区担当保健師が加わり、開催回数も月2回から週1回として、ハイリスク妊婦発見の精度を高める取り組みを開始した。 ・支援を早期に開始する必要がある妊婦については訪問等を行い、特に養育が困難と思われる妊婦については子ども家庭支援センターと定期的な情報共有の場を持ち、連携して継続的な支援を行う。